

仕 様 書		
調達要求書番号	2L121C79003	仕 様 書 番 号
プロパンガス		仕 - 3
		作成年月日 令和 3年12月 1日
		高射学校総務部補給科

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊下志津駐屯地で使用するプロパンガスの仕様に適用する。

2 供給所在地

千葉県千葉市若葉区若松町902番地

3 供給場所

陸上自衛隊下志津駐屯地内 11箇所

4 供給期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

5 令和4年度供給予定数量及び過去の実績

(1) 令和4年度供給予定数量

4,340^m³

(令和3年度より供給箇所が3箇所増えたことから、令和3年度実績見込みを年間使用予定数量とした。)

(2) 過去実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備 考
年 間 使 用 量	2,977 ^m ³	2,816 ^m ³	4,340 ^m ³	令和3年度11月～3月 は見込数量
月 平 均	248 ^m ³	235 ^m ³	362 ^m ³	
供 給 箇 所	9箇所	9箇所	11箇所	

(令和3年11月～4年3月の使用量見込みは、令和3年4月～10月分の平均値×5ヶ月を計上)

6 役務に関する要求

(1) 立入申請手続

プロパンガス供給場所に立入許可が必要な箇所があることから、契約締結後に申請に必要な必要書類等について説明するものとする。許可が下りるまで時間を要するこ

とから、契約相手方は速やかに指示に従うものとする。なお、万が一、立入許可が下りなかった場合は、別途調整するものとする。

(2) 供給設備等

ア メーター器、調整機及びポンベ、その他、供給設備に必要な器材は、契約相手方負担とする。

イ 契約業者が前年度から変更された場合、令和3年度契約業者のポンベ及びメーター等の供給設備を令和4年度契約業者において撤去した後、新たに設置するとともに、令和3年度契約業者の指定する場所へ搬出するものとする。ただし、供給設備の切替作業は原則、令和3年度契約業者と令和4年度契約業者が協議し決定すること。

ウ 立入申請が必要な場所への立入許可が下りていない場合については、官側の指示に従い作業を行うこと。

(3) 検針方法

ア 毎月、月末締めを基準とし、5月以降の検針については、先月末の検針後から起算するものとする。

イ 検針は、各メーター器ごとに行い、各検針表を作成するものとする。なお、検針表は契約相手方負担とする。

(4) 検針表等の提出

検針後、毎月5日までに、検針表を提出すること。なお、期限までに間に合わない場合は、官側の指示に従うものとする。

表1

提出先	提出書類	提出部数	備考
総務部補給科燃料係	検針表（11箇所）	各1部	郵送可

7 安全管理

契約相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるなどの安全管理を徹底し常に事故防止に努めること。

万が一作業中に、事故が発生した場合は、表2に示す連絡先に至急報告するとともに被害を拡大させないように処置を講ずること。

表 2

緊急連絡先 : 043-422-0221 (代表) 内線456 総務部補給科補給管理班長

8 保全等

- (1) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地の立入手続きに基づき行う。
- (2) 駐屯地内で作業するに当たり、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを
ず当該地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行うものとする。
- (3) 契約相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項を第
者に漏らしてはならない。また、本役務終了後も同様とする。

9 その他

- (1) 駐屯地業務に支障のないように作業を実施し、作業後は必ず点検を実施すること。
- (2) 本役務において当該駐屯地の施設を毀損した場合は、速やかに契約担当官等に報告す
とともに、契約相手方の責任において現状に復すること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。